

No	質問	回答
1	(説明会資料P13) 合理化協定企業による包括維持管理のスキームは、W-PPPの10年間変わらないのでしょうか？	合理化協定企業による亀山市下水道施設維持管理業務の履行期限である、令和9年度末まで業務内容の変更は予定しておりません。以降の業務内容変更は未定ですが、概ね変更は無いものと想定しています。 上記下水道施設維持管理業務の業務内容により、ウォーターPPP業務内容に変更が必要となる場合は、受託者と十分協議いたします。
2	(要求水準書P23) 技術支援業務の修繕の必要性判定は、JV内において遠隔臨場等の方法で調整できれば許可が得られますか？	技術支援業務における修繕の必要性の判定は、合理化協定企業による亀山市下水道施設維持管理業務の定例会議にて助言いただくことを基本としています。また、必要に応じて現場確認を行っていただくことを想定しています。遠隔で現場確認を行う手法については、事業開始後、ご提案の内容を踏まえて、合理化協定企業との協議によって判断させていただきます。
3	(説明会資料P14) 修繕工事の発注支援の具体的内容を挙げてください。工事積算・仕様書作成、契約事務etc	施設故障の原因調査および修繕の必要性の判定に関する技術的助言を想定しています。工事積算・仕様書作成、契約事務は業務範囲外となります。
4	(要求水準書P8) 第三者モニタリングを実施する会社の要件はありますか	現時点では想定しておりません。
5	(要求水準書P5) 再委託先については、その都度届けければよいのか、それとも当初に登録しておく必要があるのでしょうか？	要求水準書p.32 別紙2 提出書類 (1)業務着手時の提出書類 のとおり、業務計画書において再委託先を記載してください。また、要求水準書p.5のとおり、業務委託下請負承諾申出書を提出いただきます。事業期間中に変更がある場合は、都度届出が必要となります。
6	(説明会資料P20) 施設損傷リスクの分担が示されていますが、業務開始直後に発生した損傷（または損傷による事故など）については、事業者の責となるのでしょうか？線引きについてお考えをお聞かせください。	特定の時点で区別するというよりも、損傷(または損傷による事故など)が、事業者の責めに帰すべき事由による場合には、当該損傷(または損傷による事故など)の責任は事業者が負担することとなります。

7	<p>第4章 2 維持管理業務  (1) 点検調査清掃業務  ③ 管渠内点検（簡易直視式カメラ）  3) 作業内容  ・点検前の管内洗浄は原則実施しない。支障物等の影響でカメラ車が走行不可能と市が判断した場合は、協議の上、支障物の撤去作業を行うこと。  →上記における「支障物の撤去作業を行うこと。」についてこの撤去作業は14ページにある「第3章 事業期間を通じて市が事業者に委ねる業務」のうち「修繕業務①污水管路修繕業務（年間上限額500万円）」として取り扱われるものなのでしょうか。それとも事業者の負担にて行う作業という事でしょうか。</p>	<p>支障物の撤去作業を行う場合は、修繕業務として実施いただきます。年間上限額を500万円(税抜)としておりますが、上限額を超えた場合は精算(増額)といたします。</p>
8	<p>第4章 2 維持管理業務  (1) 点検調査清掃業務  ⑧ 定期清掃(伏越)  2) 作業内容  ・汚泥等の滞留により強力吸引車等による清掃が必要な場合は、緊急対応業務として清掃を実施すること。  →伏越清掃とは通常「高圧洗浄車」と「強力吸引車」を併用して行う事が一般的であると思われませんがここでいう「定期清掃(伏越)」とは高圧洗浄のみを基本として汚泥の滞留等があり強力吸引車が必要な場合は「緊急対応業務」として取り扱うという事でしょうか。それとも汚泥処分のみを「緊急対応業務」として扱うのでしょうか。</p>	<p>「定期清掃(伏越)」は、高圧洗浄のみを基本としております。強力吸引車等による清掃が必要な場合は、「その他業務」の「緊急対応」として清掃を実施していただきます。</p>
9	<p>別紙3 業務実施個所、実施予定年度及び数量  (1) 管路施設維持管理業務  ・マンホール内部・蓋点検の一覧表  →「マンホール内部・蓋点検」の一覧表の流関公下と農集排の合計数字が違うのですが一覧表の計算ミスまたは記載ミスでしょうか。</p>	<p>流域公下と農集排の合計数に誤りがありましたので修正いたします。</p>

10	<p>別紙6 汚泥収集運搬処理業仕様書 (1) 業務内容 → 1. 別表6-1に農業集落排水施設の管路施設で発生する汚泥は「亀山市衛生公苑」に収集運搬するとあります。汚泥処分先(一般廃棄物)と記載がありますが「亀山市衛生公苑」に持ち込む汚泥は一般廃棄物として扱われるという事でしょうか。その場合は産業廃棄物収集運搬許可でなく一般廃棄物の収集運搬許可が必要になります。また「亀山市衛生公苑」に持ち込んだ場合の汚泥処分費は市の負担になるのでしょうか。</p> <p>2. 公共下水道事業で発生する汚泥は事業者が契約した処分先に排出すると記載があります。この時の汚泥処分費は別表6-2に記載されている緊急対応の年間上限額40万円に含まれるという事ですか。</p>	<p>1. 農業集落排水施設の管路施設で発生した汚泥の取り扱いについては、いただいたご意見を踏まえて検討いたします。</p> <p>2. 公共下水道事業で発生した汚泥処分費はのうち、修繕業務として発生した汚泥処分費については、別表8-2の年間上限額(500万円(税抜))に、緊急対応として発生した汚泥処分費については、別表6-2の年間上限額(40万円(税抜))に含まれております。上限額を超えた場合は、精算といたします。</p>
11	<p>別紙8 修繕業務 亀山市契約規則を見る限り、随意契約は200万円“以下”ですが、本業務では修繕金額が200万円”未満”ということよろしいでしょうか。</p>	<p>修繕業務は、1件あたりの修繕金額により本業務内外が分かります。修繕金額が200万円未満(税込)の場合は、2者以上の見積徴収を行い、修繕内容が分かる資料と見積書を提出し、事前に市に承諾を得た上で実施いただきます。修繕金額が200万円以上(税込)の場合は、3者以上の見積徴収を行い、修繕内容が分かる資料と見積書を提出してください。市で修繕工事を実施します。</p>
12	<p>WPPP範囲について 更新計画、修繕(130万以上)は計画通り範囲外でよろしいでしょうか。 計画内容が変更になる可能性はありますか。</p>	<p>ウォーターPPPにおける更新計画の策定は、ストックマネジメント計画の策定業務として本事業の範囲にしております。 130万円以上の修繕業務も、No.11の回答のとおり、業務範囲としておりますが、200万円以上(税込)の場合は、市で修繕工事を実施します。</p>